

# 平成31年度三原市職員採用資格試験要項

令和元年8月30日

三原市試験委員会

第一次試験日	令和元年10月20日(日)
申込受付期間	令和元年9月2日(月)～令和元年9月20日(金) ※締切日消印有効
採用予定日	令和2年4月1日(水)

## 1 試験職種、採用予定人数及び応募資格

試験職種	採用予定人数	応募資格
A 一般事務職 (初級)	若干名	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人 (令和2年4月1日現在で18歳～21歳)
B 保健師職 (上級)	2名程度	平成4年4月2日～平成10年4月1日生まれで、保健師免許を持っている、又は来年3月31日までに取得する見込みの人(令和2年4月1日現在で22歳～27歳)
C 管理栄養士職 (社会人経験者)	若干名	昭和55年4月2日～平成4年4月1日生まれで、管理栄養士免許を持ち、管理栄養士としての職務経験が5年以上ある人(令和2年4月1日現在で28歳～39歳)
D 消防士職	4名程度	平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人(令和2年4月1日現在で18歳～27歳)で次のア～イに該当する人 ア 採用後、次のいずれかの区域内に居住できる人 (ア) 三原市消防署管轄区域内(三原市、世羅郡世羅町) (イ) 最寄の署所に1時間以内で応召できる区域内 イ 消防業務の遂行に耐えうる体力を有している人

### 【注意事項】

- (1) 採用予定人数は、変更する場合があります。
- (2) 申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、採用される資格を取り消すことがあります。
- (3) 次に該当する人は受験できません。
  - ア 成年被後見人及び被保佐人
  - イ 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ウ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- (4) B 保健師職（上級）は、保健師免許を令和2年3月31日までに取得することができない場合、採用される資格を失います。
- (5) C 管理栄養士職（社会人経験者）の応募資格「管理栄養士としての職務経験」として通算する期間には、会社員、公務員、各種法人職員等として、2年以上継続して勤務（週当たりの勤務時間が、平均29時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。ただし、在学中の期間及び連続して1か月を超えて勤務等に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は除きます。また、同一期間内に複数の経験が重複する場合は、いずれか一方に限ります。最終合格後、職務経験年数の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。なお、職歴証明書等を提出できない場合や、通算して5年以上の職務経験年数が確認できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (6) D 消防士職を除き、日本国籍を有しない「永住者」及び「特別永住者」の人も受験できます。（消防業務は公権力の行使を伴う業務であるため、日本国籍を有しない人は職につくことができません。）

## 2 受験申込手続き

### (1) 提出書類

#### ア 試験申込書（全職種）

- (ア) 申込書は試験職種ごとに異なります。希望する試験職種の申込書であることを確認してください。なお、提出後の試験職種の訂正は認めません。
- (イ) 黒のインク又はボールペンを用いて、かい書で、ていねいに自書してください。  
※申込書は、パソコン等で記入しないでください。
- (ウ) 学歴は最終のものから順に、中学校以上を記入してください。令和2年3月に卒業見込み以外の人で在学中の場合は、修学区分の欄を「〇年在学」としてください。
- (エ) 満年齢の記入は、申込時の年齢ではなく、令和2年4月1日現在の年齢としてください。
- (オ) 第一次試験の合格通知等の送付などで、現住所以外を希望する場合は、連絡先を必ず記入してください。
- (カ) 申込書の所定の位置（2箇所）に写真（3箇月以内に撮影した脱帽上半身、縦5cm×横4cm）を貼り付けてください。

#### イ 受験票交付用返信封筒（全職種）

- (ア) 受験票の返信用封筒（長形3号 縦23.5cm×横12cm）を準備してください。
- (イ) 返信用封筒に宛先を記入し、82円分の切手を貼ってください。
- (ウ) 宛名は、「三原 太郎 様」のように「様」（敬称）を付けて記載してください。  
（「〇〇行」とは書かないでください。）

#### ウ 保健師免許の写し（B 保健師職（上級）応募者で有資格者のみ）

#### エ 職務経歴書（C 管理栄養士職（社会人経験者）応募者のみ）

#### オ 管理栄養士免許の写し（C 管理栄養士職（社会人経験者）応募者のみ）

(2) 提出先

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号  
三原市総務部職員課内 三原市試験委員会

(3) 申込受付期間

令和元年9月2日(月)から令和元年9月20日(金)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。)です。

なお、郵送の場合は、締切日当日消印有効です。

(4) 照会等

受験手続、その他この試験に関することについては、総務部職員課(電話:0848-67-6025)に問い合わせてください。

(5) 受験票の交付

ア 受験票は、申込受付期間終了後に送付します。

イ 令和元年10月11日(金)までに受験票が到着しない場合は、必ず、上記(4)のとおり総務部職員課まで問い合わせてください。

(6) 申込みは、1つの試験職種に限ります。申込書類提出後の試験職種の変更はできません。

(7) 車椅子の使用等、受験上の配慮が必要な場合は、申込時に申し出てください。

**【注意事項】**

(1) 上記(1)ア～オのほか、必要に応じて書類を求める場合があります。なお、提出された書類は、返却しません。

(2) 採用候補者名簿登載者には、次の書類を後日提出していただきます。

ア 最終学校(卒業見込者は在学)の卒業証明書及び成績証明書

イ 健康診断書(所定の用紙により受診したもの。最終合格発表後に配布)

※消防士職の健康診断書は、試験科目として第3次試験受験者に提出を求めます。

(3) 申込後、受験を辞退する場合は、令和元年10月11日(金)正午までに総務部職員課(電話:0848-67-6025 電子メール:shokuin@city.mihara.hiroshima.jp)へ連絡してください。

### 3 試験の内容

試験は第一次試験，第二次試験及び第三次試験とし，第二次試験は第一次試験の合格者について，第三次試験は第二次試験の合格者について行います。

#### (1) A 一般事務職（初級）

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	教養試験 (択一式)	(高校卒業程度) 時事，社会・人文，自然に関する一般知識及び文章理解，判断・ 数的推理，資料解釈に関する能力を問う問題	2 時間
	適性検査 (択一式)	職務遂行に必要な事務適性についての検査	10 分
	適性検査 (択一式)	職務遂行に必要な職場適性についての検査	20 分
第二次試験	論文試験 (記述式)	課題に対する理解，思考力，表現力等についての筆記試験 (論文テーマは，試験当日に発表します。)	1 時間
	面接試験 (個別)	主として人物，識見等についての個別面接	—

#### (2) B 保健師職

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	教養試験 (択一式)	(大学卒業程度) 時事，社会・人文，自然に関する一般知識及び文章理解，判断・ 数的推理，資料解釈に関する能力を問う問題	2 時間
	適性検査 (択一式)	職務遂行に必要な事務適性についての検査	10 分
	適性検査 (択一式)	職務遂行に必要な職場適性についての検査	20 分
第二次試験	論文試験 (記述式)	課題に対する理解，思考力，表現力等についての筆記試験 (論文テーマは，試験当日に発表します。)	1 時間
	面接試験 (個別)	主として人物，識見等についての個別面接	—

## (3) C 管理栄養士職（社会人経験者）

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	教養試験 (択一式)	(高校卒業程度) 社会についての関心や基礎的・常識的な知識，職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題	1時間 15分
	適性検査 (択一式)	職務遂行に必要な職場適性についての検査	20分
第二次試験	面接試験 (個別)	主として人物，識見等についての個別面接	—

## (4) D 消防士職

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	教養試験 (択一式)	(高校卒業程度) 時事，社会・人文，自然に関する一般知識及び文章理解，判断・数的推理，資料解釈に関する能力を問う問題	2時間
	適性検査 (択一式)	職務・職場への適応性についての検査	15分
第二次試験	適性検査 (択一式)	職務・職場への適応性についての検査	20分
	実技試験	消防業務遂行に必要な体力についての試験（腕力，腹筋，走力等）	—
第三次試験	面接試験 (個別)	主として人物，識見等についての個別面接	—
	身体検査	健康状態についての医学的検査 ※各自で医療機関において所定の項目についての健康診断を受検の上，所定の様式により身体検査票を提出していただきます。詳細は第二次試験合格者に別途，お知らせします。	—

※消防士職の身体検査は，職務遂行上支障がないことに加え，聴力が正常であること，視力が両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上（矯正視力を含む。）であることについて確認します。

#### 4 試験の日時、場所及び合格発表

区分	職種	日時	場所	合格発表
第一次試験	A, B, C, D	令和元年 10 月 20 日(日) 集 合 午前 8 時 30 分	三原市中央公民館 (円一町二丁目) 電話：0848-64-2137	11 月 1 日 予定
第二次試験	A, B, C	令和元年 11 月 17 日(日) 予定	三原市役所	11 月下旬 予定
	D	令和元年 11 月 17 日(日) 予定	三原市消防本部	
第三次試験	D	令和元年 12 月 14 日(土) 予定	三原市消防本部	12 月下旬 予定

(注意) 1 合格発表は、三原市役所 1 階掲示場に掲示するほか、ホームページへの掲載及び合格者への個別通知を行います。

2 試験会場及び周辺商業施設の駐車場への受験関係者の駐車を禁止します。

#### 5 採用等

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿又は補欠合格者名簿に登載されます。両名簿の有効期限は、令和 2 年 3 月 31 日までです。
- (2) 採用候補者名簿登載者は、原則全員採用されます。補欠合格者名簿登載者は、採用辞退や職員の辞職等が発生した場合、補欠順位の上位者から採用候補者名簿に繰上げます。
- (3) 採用後は、市長事務部局等の各課に配属されます。採用はすべて条件付きで、原則として採用から 6 箇月間を良好に勤務したとき正式採用になります。
- (4) 日本国籍を有しない人で、永住者又は特別永住者の在留資格あるいは日本国籍を取得見込みの人は、令和 2 年 3 月までに取得できない場合、採用される資格を失います。

#### 6 給与

- (1) 初任給は年齢・経験により異なりますが、基本的な初任給は次のとおりです。

職種	学歴等	初任給
一般事務職 (初級)	高校新卒者	157,590 円 (地域手当 3%含む)
保健師職 (上級)	大学新卒者	192,816 円 (地域手当 3%含む)
管理栄養士職 (社会人経験者)	大卒・民間経験 12 年	283,044 円 (地域手当 3%含む)
消防士職	大学新卒者	203,116 円 (地域手当 3%含む)
	高校新卒者	172,731 円 (地域手当 3%含む)

- (2) その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

## 7 勤務時間

勤務時間は原則として1日7時間45分、1週平均38時間45分です。

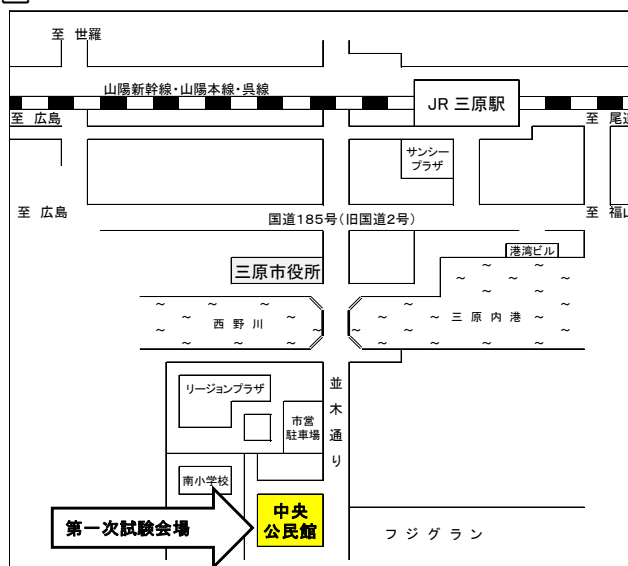
## 8 試験要項及び申込書の入手について

- (1) 郵便で請求する場合は、試験職種、あて先、郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒（縦33cm×横24cm）を必ず同封して、上記2(2)申込書類の提出先に請求してください。
- (2) この試験の試験要項及び申込書は、三原市のホームページにも掲載しています。ダウンロードして入手することができます。

### ★申込書類チェック表（提出する前にもう一度、次の項目について確認してください。）

<input type="checkbox"/>	希望する試験職種の申込書に間違いはないか。
<input type="checkbox"/>	申込書の所定の位置（2か所）に写真（縦5cm×横4cm）を貼り付けているか。
<input type="checkbox"/>	申込書の署名欄に日付を記入し、署名しているか。
<input type="checkbox"/>	返信用封筒（長形3号 縦23.5cm×横12cm）に住所及び宛名を記入しているか。
<input type="checkbox"/>	返信用封筒に82円切手を貼っているか。
<input type="checkbox"/>	（B 保健師職（上級）応募者で有資格者のみ） 保健師免許の写しが添付されているか。
<input type="checkbox"/>	（C 管理栄養士職（社会人経験者）応募者のみ） 職務経歴書はすべて正しく記入されているか。
<input type="checkbox"/>	（C 管理栄養士職（社会人経験者）応募者のみ） 管理栄養士免許の写しが添付されているか。

### ※第一次試験会場案内図



### 参考：日本国籍を有しない職員の任用原則

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、三原市では外国籍の職員は次の業務及び公の意思の形成に参画する職に就くことができません。

#### 1 公権力の行使に当たる業務

- (1) 市民の権利又は自由を一方的に制限することとなる業務
- (2) 市民に義務又は負担を一方的に課すこととなる業務
- (3) 市民に対して強制力をもって執行する業務

#### 2 公の意思の形成に参画する職

本市の行政について企画立案決定等に関与することで、専決権を有する職（ライン職）の課長以上の職が該当します。

### 三原市がめざす将来像

行きたい 住みたい つながりたい

世界へはばたく 瀬戸内元気都市三原

### 求められる職員像

- ★市民とともに、行動する職員
- ★行政のプロとして、信頼が得られる職員
- ★新たな課題に挑戦する職員
- ★経営感覚を持つ職員
- ★自らを律し、成長し続ける職員